
平成21年 第5回 9月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第4日)

平成21年 9月30日 (水曜日)

議事日程 (第4号)

平成21年 9月30日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認 定 第 1 号 平成20年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認 定 第 2 号 平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認 定 第 3 号 平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認 定 第 4 号 平成20年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認 定 第 5 号 平成20年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認 定 第 6 号 平成20年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認 定 第 7 号 平成20年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認 定 第 8 号 平成20年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認 定 第 9 号 平成20年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認 定 第10号 平成20年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第11 認 定 第11号 平成20年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第1～日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第45号議案 中間市予防接種健康被害調査委員会条例及び中間市飼犬条例の一部を改正する条例
(日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第13 決 議 案 天皇陛下御即位二十年奉祝賀詞決議
第 1 号
(日程第13 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意 見 書 案 大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書
第 1 2 号

(日程第14 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第15 意見書案 地方分権改革推進計画策定と新分権一括法制定を求める意見書
第13号 見書

(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第16 意見書案 生活保護の母子加算の復活を求める意見書
第14号

(日程第16 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第17 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 中家多恵子君	2 番 藤本 利彦君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君
15 番 山本 慎悟君	16 番 堀田 英雄君
17 番 片岡 誠二君	18 番 下川 俊秀君
19 番 米満 一彦君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	小南 哲雄君
教育長 ……………	吉田 孝君	総務部長 ……………	中野 諭君
市民部長 ……………	小島 一行君	保健福祉部長 ………	藤井 紀生君
福祉事務所長 ………	溝口 悟君	建設産業部長 ………	野上 忠良君
教育部長 ……………	中村信一郎君	上下水道局長 ………	佐藤 満洋君
市立病院事務長 ……	行徳 幸弘君	消防長 ……………	一田 健二君

総務課長	……………	白尾 啓介君	経営企画課長	……………	松尾 壮吾君
環境保全課長	……………	赤木 良一君			
人権男女共同参画課長	……………				林 文男君
介護保険課長	……………	山本 信弘君	健康増進課長	……………	中尾三千雄君
土木管理課長	……………	三島 秀信君	教育総務課長	……………	一田 和彦君
営業課長	……………	有川 善博君	下水道課長	……………	永野 博之君
市立病院課長	……………	成光 嘉明君	財政課長補佐	……………	高橋 洋君

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 認定第 1号

日程第 2. 認定第 2号

日程第 3. 認定第 3号

日程第 4. 認定第 4号

日程第 5. 認定第 5号

日程第 6. 認定第 6号

日程第 7. 認定第 7号

日程第 8. 認定第 8号

日程第 9. 認定第 9号

日程第10. 認定第10号

日程第11. 認定第11号

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、認定第1号から日程第11、認定第11号までの平成20年度各会計決算認定11件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総務委員長。

○総務委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております平成20年度中間市一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務委員会に付託されました所管部分並びに平成20年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、一般会計決算について、その概要を申し上げます。

一般会計では、歳入歳出の差引額は、翌年度繰越明許費繰越額1億9,000万円を含み8億4,100万円の黒字決算となっています。また形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支においても6億5,100万円の黒字、単年度収支においては4,100万円の赤字です。

一般会計の歳入の主なものとしたしましては、市税収入が44億3,900万円となり、前年度と比較して2,700万円、率にして0.6%の増収となっています。

また、一方の歳入の柱であります地方交付税については、収入済額は47億9,200万

円で、前年度と比較して１億９，９００万円、率にして４．３％の大幅な増額となっております。

本市においては、普通交付税で１億５，９００万円の増額となりましたことや、特別交付税においても４，０００万円の増額となっています。

さらに、市債の借入額は総額１４億７，４００万円と、前年度と比較して５，８００万円、率にして３．８％の減少となっています。

平成２０年度の主な起債の借り入れといたしましては、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債として３億８，６００万円、退職手当債として４億１，９００万円、街路事業等の整備として４億５，６００万円などであります。

次に、歳出といたしましては、人件費において、市長・副市長・教育長の特別職の給料の削減や一般職の管理職手当の削減などを引き続き実施し、さらに新規採用職員の抑制等により、一般会計全体の職員給与等では１億４，７００万円の減額となっています。

また、総務管理費１７億５，９００万円の主なものは、庁舎、市有地等の土地、建物の維持管理費１億２，６００万円や職員の人件費３億４，８００万円等であります。総務管理費が前年度より３億５，６００万円増加した要因は、財政調整基金積立金が４，８００万円、減債基金積立金が５，０００万円それぞれ減少したものの、定額給付金給付事業費４億６００万円が新たに生じたことによるものです。また、総務費といたしましては、市制施行５０周年記念事業に１，３５０万円支出しております。

その他、一般管理費の主な支出について説明いたしますと、委託料予算現額１，９７０万円、支出済額１，９３０万円、不用額４０万円となっております。

支出の主なものは、市顧問弁護士委託料９０万円、市例規集データベースシステム委託料１９０万円、職員健康診断委託料が市立病院・共済組合あわせまして１，３００万円、人事給与システム委託料１４０万円等が主なものです。

次に、消防費では、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業として、緊急災害時用エアータント一式購入費に３８０万円、また弥生地内に防火水槽を設置しました工事請負費に６５０万円、それぞれ支出しています。

今回の防火水槽施工地である弥生地域には、既に消防水利の基準に基づき公設消火栓５基のほかに防火水槽１基が設置されていますが、弥生１丁目の地区からは最寄りの防火水槽までの距離が約３５０メートルと遠く離れていることから、断水等により消火栓が使用できなくなった場合においても迅速な消火活動を確保するために防火水槽を増設したもので、当該地域のより一層の消防施設の充実を図っていきます。また、前年度より減少した主なものは消防施設費で、前年度事業の消防団消防ポンプ自動車２台購入に係る２，４００万円に比較して、本年度は防火水槽設置に係る工事請負費が６５０万円にとどまったことによるものです。

最後に、公共用地先行取得特別会計決算について申し上げます。新たな用地の取得はな

く、前年度までは公債費の利息の支払いのみとなっておりますが、本年度から元金の支払いが開始され、５８０万円の増額となっています。

以上の審査の後、最後に採決いたしましたところ、一般会計及び公共用地先行取得特別会計ともに、賛成多数で、いずれも認定すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子市民文教委員長。

○市民文教委員長（掛田るみ子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第１号、市民文教委員会に付託されました所管部分及び認定第３号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、平成２０年度中間市一般会計歳入歳出決算について、その概要を申し上げます。

まず、歳入につきましては、市民部所管であります市税の収入済額は４４億３，９９０万円、前年度に比べ２，７８０万円、率にして０．６％の増収となっています。

市税収入状況を税目別に見ますと、市税の根幹をなす市民税の収入済額は２０億３，６００万円、市税収入の４５．９％を占め、前年度より３，３００万円、率にして１．７％増加しています。

内訳としましては、個人市民税で税源移譲により３，４９０万円、率にして２％の増収となりましたが、法人市民税では、景気の低迷に伴い１６０万円、率にして０．６％の減収となっています。また、安定的な市税財源であります固定資産税の収入済額は１７億１，１６０万円で、市税収入の３８．６％を占め、前年度より５１０万円、率にして０．３％増加しております。

次に、歳出につきまして、課税課所管の賦課徴収費のうち固定資産税課税システム修正業務等委託料として１，６４０万円を要しております。

次に、環境保全課所管の清掃総務費８億７，０５０万円の主なものは、遠賀・中間地域広域行政事務組合負担金等８億５，７１０万円で、前年度より４，０００万円増加しております。これは塵芥処理に要する施設負担金が４，４００万円増加したことによるものです。

次に、教育委員会所管の教育費では、歳出決算額は１２億６００万円で、前年と比較しますと５，９００万円増加いたしております。その主な理由は小学校費で保健給食費の職員人件費２，１３０万円、中学校費で工事請負費３，４４０万円がそれぞれ減少いたしました。中間北小学校トイレ改修工事・中間小学校屋内運動場改修工事等の工事請負費３，１３０万円、なかまハーモニーホール改修工事負担金４，８８０万円及び中間市体育文化センター内部改修工事等工事請負費３，５６０万円が増加したことによるものです。

また、地震対策としまして、中間東中学校の耐震補強実施設計を行い、工事費につきま

しては翌年度繰り越しの上、平成21年度夏休みに着工し、完成いたしており、今後も引き続き各小中学校の耐震診断を行い、安心・安全な学校づくりを計画しておりますとの説明を受けました。

次に、社会教育総務費におきましては、地域活動指導員設置事業として350万円を要しております。この事業では2名の指導員が子どもたちの生きる力をはぐくむため、学習指導や子ども会活動の支援、スポーツ教室などを開催しました。また、公民館費として、文化・教育講座等に240万円の経費を要しております。

内容といたしましては、「郷土史講座」「国際交流講座」及び「ストレス対策講座」などの講座を開催し、市民の方に学習の場を提供しております。

さらに、婦人の家費では、「初心者のための太極拳教室」「親と子のわくわくサマースクール」及び「メタボリックシンドローム教室」など、福祉の増進に関する講座で12万円を要しております。

次に、平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定につきまして申し上げます。

歳入決算額は590万円、歳出決算額は6億2,170万円で、歳入歳出差引歳入不足額6億1,570万円となっております。今後とも、未償還金の回収について最大限努力するとの説明を受けました。

以上が、当委員会に付託されました議案の内容であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、一般会計のうち、市民文教委員会に付託されました所管部分及び住宅新築資金等特別会計ともに賛成多数で認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄保健福祉委員長。

○保健福祉委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、保健福祉委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第6号、認定第8号、認定第9号、認定第11号の各会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、一般会計について、その概要を申し上げます。

3款民生費の歳出決算額は69億8,200万円で、前年度より2億2,400万円の増額となっております。

各項別でご説明いたしますと、まず社会福祉費29億1,900万円の主なものは、職員人件費3億7,000万円、国民健康保険会計繰出金3億5,900万円、老人保健会計繰出金4,600万円、介護保険会計繰出金4億9,900万円、後期高齢者医療会計繰出

金1億1,600万円、各種入所措置費等の扶助費7億7,300万円であります。

前年度より6,800万円減少した主な要因は、扶助費や国民健康保険及び老人保健会計への繰出金が減少したことなどによるものです。

次に、児童福祉費16億9,600万円の主なものは、職員人件費2億1,600万円、児童手当・児童扶養手当6億3,400万円、児童福祉施設入所費5億8,700万円であります。

次に、生活保護費23億6,700万円の主なものは、職員人件費1億2,900万円、扶助費22億2,900万円であります。扶助費においては、前年度より1億3,800万円減少した主な要因は、医療扶助費が減少したことなどによるものです。

なお、被保護世帯数は994世帯で、人員数では1,459人となっております。

続いて、4款衛生費では、保健衛生費の歳出決算額3億8,000万円の主なものは、職員人件費8,600万円、病院事業会計繰出金1億2,600万円、健康診査等の各種検診委託料3,000万円、各種予防接種委託料5,000万円となっております。

討論において委員から、ひとり暮らしの高齢者が増えており、配食サービスを望む声が多いので検討をしてほしいとの意見がありました。

次に、特別会計についてご報告いたします。

まず、国民健康保険事業につきまして申し上げます。歳入決算額は54億7,900万円、歳出決算額は62億3,400万円となっております。

歳入の主なものは国民健康保険税10億1,000万円、国庫支出金12億9,300万円、前期高齢者交付金14億5,100万円、繰入金3億5,900万円となっております。このうち保険税の収入状況は、現年度分の徴収率が90.8%で、収入未済額は9,700万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費37億6,700万円、後期高齢者支援金等5億5,100万円となっております。

歳入歳出差引額は7億5,500万円の赤字ですが、単年度収支においては1,000万円の黒字となっております。この要因は、医療制度改革に伴う前期高齢者に関する財政調整の増額によるものです。

討論において委員から、市独自の減免制度を措置してほしいとの意見がありました。

次に、老人保健特別会計につきまして申し上げます。

歳入決算額は6億1,500万円、歳出決算額は6億500万円で、歳入歳出差引額1,000万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、支払基金交付金2億8,700万円、国庫支出金1億8,700万円、県支出金4,300万円、繰入金4,600万円となっております。

歳出の主なものは、医療諸費5億5,700万円で、このうち総医療費が5億5,300万円となっております。

歳入歳出ともに前年度より大幅な減少となっているのは、後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、老人保健制度の最終診療月である平成20年3月診療分の1カ月分に応じた歳入歳出となったことによるものです。

次に、介護保険事業特別会計の保険事業勘定につきまして申し上げます。

歳入決算額は33億600万円、歳出決算額は32億3,000万円で、歳入歳出差引額7,600万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、介護保険料5億8,100万円、国庫支出金7億6,400万円、支払基金交付金9億4,800万円、県支出金4億4,800万円、繰入金4億9,900万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費の29億7,600万円となっております。

前年度より、保険給付費が1億900万円増加した主な要因は、介護サービスの利用が増加したことによるものです。また、サービス事業勘定では、歳入決算額は3,540万円、歳出決算額は3,370万円で、歳入歳出差引額170万円の黒字となっております。

討論において委員から、だれもが安心できる介護保険制度になるように市として取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきまして申し上げます。

歳入決算額は5億9,300万円、歳出決算額は5億8,100万円で歳入歳出差引額1,200万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者保険料4億7,600万円、繰入金1億1,600万円となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5億7,600万円で、その内訳は事務費負担金1,400万円と保険料負担金5億6,200万円となっております。

なお、この会計は平成20年4月から後期高齢者医療制度が開始されたことにより新設されたものであります。

最後に、病院事業会計につきまして申し上げます。

収益的収支では、病院事業収益18億1,700万円の主なものは、医業収益の17億3,600万円であります。また、病院事業費用19億7,100万円の主なものは、給与費9億2,800万円、材料費6億5,100万円などとなっております。

この結果、当年度は1億5,400万円の純損失で、当年度未処理欠損金は6億5,600万円となっています。

なお、20年度の入院延べ患者数は2万5,968人で、病床利用率は58.3%となっており、前年度より7,186人減少しております。また、外来患者数は7万1,436人で、前年度より1万757人減少しています。

次に、資本的収入及び支出では、収入9,500万円に対し、支出1億1,800万円で、差引不足額2,300万円は、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本

的収支調整額で全額補てんされています。

以上が、当委員会に付託されました議案の内容であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号のうち保健福祉委員会に付託されました所管部分並びに認定第2号、認定第6号、認定第8号、認定第9号は賛成多数で、認定第11号は全員賛成で認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二建設上下水道委員長。

○建設上下水道委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております平成20年度決算認定4件につきまして、建設上下水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

まず、認定第1号平成20年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

交通安全対策費では、市内街路灯の電気代や修繕料、外扇通谷線防護柵設置工事ほか38件の工事等が行われ、歳出決算額は2,984万円であります。

衛生費の環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として20基の補助を行っております。

労働費では、中小企業指導事業等220万円、臨時雇用賃金などの物件費511万円で歳出決算額は731万円であります。

なお、緊急雇用対策事業費で、繰越明許費として、地域ブランドなかま銘菓創作事業900万円、外扇通谷線法面景観整備事業500万円、垣生公園景観整備事業1,350万円を計上しております。

農林水産業費では、農業総務費で農業共済事業費負担金754万円、中間市外二カ町山田川水利組合負担金700万円、農業振興費では農業振興費補助金等306万円、農地費では農村総合整備事業による農業排水路改修工事等4,358万円、かんがい揚水施設管理運営基金積立金900万円などが主なものであります。

決算額は1億632万円で、前年度に比べ2,825万円の増加となっております。この増加の要因は、農地費でかんがい揚水施設管理運営基金積立金で300万円、工事請負費で2,445万円増加したことなどによるものであります。

商工費の主なものとして、商工業振興費では、中間商工会議所補助金、筑前中間川まつり、中間西部市場まつりなどの補助金1,471万円などであります。決算額は7,786万円で、前年度に比べて523万円の減少となっております。

土木費全体の歳出決算額は14億3,684万円で、前年度に比べて7,398万円の増加となっております。

まず、土木費の道路橋りょう費では、太賀2号線側溝蓋補修工事等の道路維持費

9,109万円、二タ股東中牟田線道路改良工事ほか12路線の工事費等1億1,486万円が主なもので、決算額は2億4,344万円であります。

なお、繰越明許費として、御館通谷線桜台2丁目地内法面崩壊防止工事及び調査設計業務委託料9,275万円を計上しております。

河川費では、市内各所の水路浚渫工事等河川の維持補修費が主なものであり、決算額は1,411万円となっております。

都市計画費では、決算額9億8,041万円となっており、公共下水道事業特別会計への繰出金4億9,500万円、仮屋大膳橋線街路事業負担金3,500万円、塘ノ内砂山線街路事業に要する経費3億3,186万円、都市計画事業等積立基金への積立金1,000万円が主なものであります。

前年度より増加した主な要因は、公共下水道事業特別会計への繰出金が1億3,900万円、塘ノ内砂山線街路事業費に要する経費が9,283万円増加したことによるものであります。

住宅費では、住宅基金への積立金100万円、岩瀬南公営住宅屋上補修工事等の公営住宅維持管理に要する経費1,749万円、市営住宅火災警報器取付工事費1,035万円が主なもので、決算額は5,647万円となっております。

次に、認定第4号平成20年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成20年度決算においては、330万円の黒字となっております。中鶴・曙両下水処理場の運転管理委託料、水質検査委託料等5,599万円が主なものであります。

なお、現在の施設は、建設後、30年以上経過しており、本年度におきましても、中鶴・曙両地域下水道の既設下水道管渠の浚渫工事が行われました。

次に、認定第5号平成20年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成20年度決算においては、387万円の黒字となっております。本年度は垣生、中間1丁目、中央1丁目、桜台2丁目など、32地区で下水道整備が行われております。

敷設の延長は、9,928メートルで平成20年度末までの敷設総延長は10万8,953メートルで、普及率は49.3%に達しております。また、公共下水道と地域下水道とを合わせた普及率は59.2%となっております。

最後に、認定第10号平成20年度中間市水道事業会計決算認定について申し上げます。

平成20年度の水道事業会計におきまして、収益的収支で1,735万円の純利益となっております。資本的収支では2億3,284万円の不足を生じましたが、当年度分損益勘定留保資金で全額補てんしております。平成20年度の給水状況につきましては、給水戸数は2万7,576戸で前年度より221戸の増加となっております。また、水道料金収入のもととなる有収水量は年間642万8,000立方メートルで、前年度より10万

9,000立方メートルの減少となっております。

工事などの状況につきましては、本年度太賀地区受水槽設置替工事など29件の改良工事や公道修繕工事などの保存工事82件、下水道工事に伴う配水管移設工事などの受託工事12件とあわせて123件の給水区域内の配水管工事などが行われておりますが、浄水施設の老朽化の進行に伴い、修繕費等の経費増が予想されるため、今後も、より一層効率的経営のもと、健全な事業運営を継続しつつ、本事業の使命である安全かつ良質な水の安定供給・確保のため、一層の努力を望むものであります。

以上、4件につきまして、最後に採決いたしましたところ、一般会計、公共下水道事業特別会計は賛成多数で、地域下水道事業特別会計、水道事業会計は全員賛成で認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

平成20年度決算のうち、一般会計と特別会計では、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、住宅新築資金、公共下水道事業、以上7件について日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

小泉内閣から麻生内閣と続いた「構造改革」路線によって、社会保障費は毎年2,200億円削減され、年金や医療、介護、障害者支援などが次々改悪され、国民の家計は本当に大変です。ところが政府は大企業には法人税の減税や大資産家には証券優遇税制などで優遇してきました。

昨年秋以降、日本経済はかつて経験したことのないスピードで悪化する中、大企業の派遣切りで仕事と住まいを同時に失う労働者が急増し、資金繰りの悪化や仕事の減少で中小企業が苦しめられるなど、国民は悲鳴を上げています。こうしたときこそ住民の暮らしや福祉を守る地方自治の役割が求められています。

一般会計決算では、中間市の自主財源をつくるためには開発が必要と称し、強行している砂山から中底井の間の二タ股東中牟田線、あるいはこれから進めようとしている御座ノ瀬中ノ谷バイパス道路建設は不急の公共事業ともいえるものであり、新政府が現在無駄な公共事業として中止しようとしているハッ場ダムや川辺川ダムなどと同様に直ちに中止し、福祉や教育にその予算を回すべきです。

中間市の発展を言うならば、お年寄りや若者が住みやすい中間市にし、人口増を図っていくことこそ求められているのではないのでしょうか。国民所得が大きく落ち込んでいるもとで、どれだけの人が土地を買い、新築住宅を建てるのか疑問を持たざるを得ません。そうした施策よりも低家賃の住宅を市民に提供し、コミュニティバスの運行など、市民生活がしやすい生活環境を整備し、人口増を図り、活気ある中間市にすべきです。国が売りたがっています雇用促進住宅を活用すべきではありませんか。

乳幼児医療費の無料化は、多くの自治体が小学校6年生や中学3年生まで年齢を拡大しています。少子化対策は市長公約の重要課題です。早急に小学校6年生まで医療費の無料化を実施するよう求めるものです。

障害者自立支援法の応益負担によって、療育支援事業を利用する障害者や家族は利用料や食事代が重い負担になっており、独自の助成策を講じるべきです。ひとり暮らしの高齢者が増えております。高齢者の健康を維持し、孤独死をなくすために配食サービスなどの生活支援事業を充実すべきです。

税の徴収では、税收確保対策として滞納処分の強化に取り組み、差し押さえ件数は347件となっていますが、徴税は憲法で保障された生存権を侵さないよう慎重に執行するよう求めるものです。

教育では、どの子にも行き届く教育を進め、登校拒否や学級崩壊を解消するために教員を増やし、少人数学級を実施すべきです。また、全国一斉学力テストは競争教育をまねき、学校の序列化を招くものであり、中止すべきです。人権問題研修や子ども会少年育成事業などは、同和事業を温存するものであり、やめるべきです。また、隣保館事業では、生け花などの事業や職員体制の見直しを行うべきです。

特別会計国民健康保険事業、老人保健特別会計では、政府が国保の国庫負担率を下げたため国保財政は厳しくなり、国保税は上がり続けています。そのため、滞納世帯も増え、資格証明書263世帯、短期保険証341世帯発行しています。保険証の取り上げをやめ、減免措置を講じるべきです。

高齢者の医療費の伸びを抑え、低い医療費を実現している自治体では福祉に、予防医療に十分な時間と予算をかけて今日の状態をつくり出しています。福祉、保健、医療の連携で予防医療を充実し、市民の健康増進を図るべきです。また、健診率を高め、病気の早期発見、早期治療で医療費の軽減を図るべきです。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者に重い負担と差別医療を押しつける世界に例を見ない仕組みです。この制度では、2年に1回、高齢者人口の増加や医療費増に応じて保険料が値上がりします。うば捨て山の制度といえる後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきです。

介護保険事業特別会計では、予防重視を名目にした制度の改悪で、要介護から要支援になった高齢者が増え、介護ベッドや車いすの取り上げなど、介護サービスの抑制が行われ

ています。だれもが安心して受けられる介護保険制度にするよう改善すべきです。また、低所得者の保険料や利用料の減免措置を講ずるべきです。

住宅新築資金等特別会計では、同和住宅新築資金の滞納は約6億1,573万8,000円になり、そのツケを市民に押しつけるものです。この赤字は条例に違反したずさんな貸し出しによるもので、到底認められません。

次に、公共下水道事業についてであります。市長は、公平・公正な行政をと、常日ごろ声を大きくして言われています。公平・公正を言うのであれば、下水道施設における補助は同和地区といわれる住民にだけ特別扱いするのではなく、全市民にすべきです。

最後に、病院事業会計は、市民の命を守る公立病院として、医師の確保と抜本改革が求められています。また、ジェネリック医薬品の使用を増やし、患者の医療費や国民健康保険財政の軽減を図るよう意見を付して賛成いたします。

以上、討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号から認定第11号までの平成20年度各会計決算認定11件を順次採決いたします。

議題のうち、まず認定第1号平成20年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号平成20年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号平成20年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号平成20年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号平成20年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員

長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成20年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成20年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号平成20年度中間市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第11号平成20年度中間市病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第 11 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 12. 第 45 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 12、第 45 号議案中間市予防接種健康被害調査委員会条例及び中間市飼犬条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第 45 号議案中間市予防接種健康被害調査委員会条例及び中間市飼犬条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県が本年 10 月 1 日から実施する保健福祉環境事務所の再編に伴い行うものでございます。県内の 13 の保健福祉環境事務所が 9 事務所に再編されることとなり、本市が管轄区域となっております遠賀保健福祉環境事務所は、宗像保健福祉環境事務所と統合し、「宗像・遠賀保健福祉環境事務所」と名称が変更され、現在の宗像保健福祉環境事務所の場所に位置することとなります。

このことから、本市の関係条例において一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第 45 号議案は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（6 番 青木 孝子君）

第 45 号議案中間市予防接種健康被害調査委員会条例及び中間市飼犬条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

この条例は、保健福祉環境事務所の再編によって改定されるものです。

10 月 1 日から現在の遠賀保健福祉環境事務所を遠賀分庁舎とし、保健部門や環境部門

をなくし、福祉部門のみに機能を縮小するものです。保健所はどこでも感染の可能性のある人への追跡調査や発熱相談、外来にとフル回転しており最前線に立っています。

かつて福岡県は、両政令市と大牟田市を除いて県の保健所は21カ所ありましたが、地域保健法の制定後13カ所に統廃合され、さらに今年10月1日から9カ所に縮小されようとしています。身近な保健サービスが各市町村に移されたとはいえ、保健所は公衆衛生上、重要な役割を担っています。

地域住民の身近なところで、だれもが無料で相談や発熱外来が受けられ、県の総合的な研究機関である保健環境研究所との連携で遺伝子検査を行うなど、文字どおり保健所は公衆衛生の第一線に立っています。

新型インフルエンザ発生という緊急事態に際し、これまで中遠地域の公衆衛生の拠点であった遠賀保健福祉環境事務所の保健所機能を宗像保健福祉環境事務所に統合するのではなく、その存続が求められます。

また、産業廃棄物処理問題や不法投棄など、住民の健康、命にかかわる問題が山積する環境機能の存続も不可欠であり、遠賀保健福祉環境事務所の業務機能を縮小すべきではありません。

以上、反対討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第45号議案中間市予防接種健康被害調査委員会条例及び中間市飼犬条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13．決議案第1号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第13、決議案第1号天皇陛下御即位二十年奉祝賀詞決議を議題といたします。

お諮りいたします。本決議案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本決議案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより決議案第1号天皇陛下御即位二十年奉祝賀詞決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14．意見書案第12号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第14、意見書案第12号大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第12号大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書案第13号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第15、意見書案第13号地方分権改革推進計画策定と新分権一括法制定を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員(9番 掛田るみ子君)

地方分権改革推進計画策定と新分権一括法制定を求める意見書案の趣旨説明を行います。

各省庁の抵抗などから、地方分権改革推進委員会の第2次勧告に基づく作業や議論の進捗が思わしくなく、第3次勧告の時期が明確にならないことにより、その後の地方分権推進計画や新分権一括法の策定への影響が危惧されています。

経済財政改革の基本方針2009に基づき、地方分権改革を着実に推進するため、以下5項目にわたる取り組みを国に求めるものです。

1、出先機関改革に係る工程表の具体化を図り、改革大綱に盛り込むこと。2、地方の条例制定権拡大の見地から、第2次勧告でのメルクマーク非該当について義務付け、枠付けの廃止を原則として見直しを行うこと。3、国・地方の税源配分5対5の実現と偏在性の少ない地方税体系の構築を図ること。4、地方分権改革推進計画を早期策定し、新分権一括法を国会に速やかに提出すること。5、地域主権型道州制の導入を視野に入れ、自立した地方政府の確立を目指すこと。

以上、議員の皆様のご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(井上 太一君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第13号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

意見書案第13号地方分権改革推進計画策定と新分権一括法制定を求める意見書案に反対する討論を行います。

九州の、ここ福岡県中間市という地方に住む私たち住民にとって、何が一番望まれるかといえば、安心して暮らせるということにあるのではないのでしょうか。

地方分権というなら、このことを住民に保障する、すなわち地方自治法第1条の2にうたわれている住民の福祉の増進を図るという自治体本来の役割を果たしていくための地方の財源を保障すべきであります。

ところが、地方分権という名でこれまで自民・公明政権が行ってきたことは、三位一体の改革による地方交付税など、地方財源の大幅削減と市町村合併の押しつけで地方を疲弊させてきました。さらに今回の意見書では、地方の財源確保のために、地方消費税の充実を求めていることは、消費税の増税に直結するものであります。

また、道州制への取り組みをも強調していますが、道州制は、単に地方制度の改変にとどまらず、暮らしや雇用、福祉、教育など、国民の基本的な権利を守る国の責任を投げ捨て、地方に押しつけるものです。これまで以上に小規模自治体を切り捨てることになるのは明白であります。

昨年11月に全国町村会の大会では、道州制導入のこれまでの議論は、政府や財界主導によるものであり、主権者たる国民の感覚からは遊離したものであること、そして道州制の導入により、さらに市町村合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながっていくと述べ、強制合併につながる道州制には断固反対していくと特別決議を上げています。

議員諸氏におかれましても、今日もてはやされている地方分権論が全国の地方自治体から厳しい批判が寄せられていることを十分に勘案され、判断されることを期待するものであります。

以上、討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。原田隆博君。

○議員（7番 原田 隆博君）

本意見書の賛成討論を行います。

平成18年12月に地方分権改革推進法が成立し、同法に基づき、平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会で調査審議を行い、基本的な考え方を取りまとめ、平成20年5月28日に第1次勧告、同年12月8日に国の出先機関の見直しに関する中間報告を受け、第2次勧告を行っております。

委員会は、引き続き調査審議を進め、平成21年春以降に第3次勧告を行うこととしており、その勧告を踏まえ、政府において講ずるべき必要な法制上、または財政上の措置等を定めた地方分権改革推進計画を策定することとなっております。

この第3次勧告に向けた調査審議の前提として、義務付け、枠付けの見直しは、地方自治体の条例制定権を拡充し、法制的な観点から、地方自治体の自主性の強化や自由度の拡大を図るものであり、まさに自治立法権の確立に資する取り組みであります。

義務付け、枠付けの見直し等により、各府省から、住民サービスが低下するおそれがあるのではないか、規制が緩和されて本来の政策目的が達成されなくなるおそれがあるのではないかなど懸念が繰り返し表明されてきましたが、これによって地方自治体に義務づけていた基準、施策等を地方自治体みずからが決定し、実施するように改める改革であり、地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう国と地方自治体の役割を見直すものであります。

今後、速やかに第3次勧告が行われ、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国と地方の役割分担を明確にし、意見書に述べられている点について早急に取り組んでいただき、真の地方分権改革を推進することが大事なことでと考えております。

以上の観点から、地方分権改革推進計画と新分権一括法を求める本意見書に賛成いたす所存であります。

以上で、本意見書の賛成討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第13号地方分権改革推進計画策定と新分権一括法制定を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第16. 意見書案第14号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第16、意見書案第14号生活保護の母子加算の復活を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本意見書案については、提案理由の説明を省略することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第14号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第14号生活保護の母子加算の復活を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において草場満彦君及び中尾淳子さんを指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。
よって、平成21年第5回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 草 場 満 彦

議 員 中 尾 淳 子